

評価の実施方法について(案)

1 第2章関係(第4回小委員会(平成17年12月15日開催予定))

総合基本施策第2章の評価は、下記のとおり実施する。また、評価を行う区分ごとに進める。

事務局が実績を読み上げる。実績について、希望する関係者又は関係機関が補足説明を行う。

(参加予定関係者及び関係機関：政策委員長、地震調査委員長、調査観測計画部会長、予算小委員会主査、成果を社会に活かす部会長、内閣府、消防庁、経済産業省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、産業技術総合研究所、防災科学技術研究所、海洋研究開発機構、大学関係者)

委員は、評価を行うに当たり確認しておきたい事項を事務局又は関係者(関係機関)に質問する。

委員は、評価、望まれる今後の展開及び課題等を評価書に記載し(特に時間はとらない)後日事務局に提出する。

2 第3章関係(第5回小委員会(平成18年1月開催予定))

総合基本施策第3章の評価は、下記のとおり実施する。また、評価を行う区分ごとに進める。

実績について説明を行う。説明者は、下記のとおりとする。

ア 第3章1「活断層調査、地震の発生可能性の長期評価、強震動予測等を統合した地震動予測地図の作成」の本文及び(1)～(5)・・・事務局、(独)防災科学技術研究所、(独)海洋研究開発機構

イ 第3章2「リアルタイムによる地震情報の伝達の推進」・・・気象庁、(独)防災科学技術研究所

ウ 第3章3「大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域及びその周辺における観測等の充実」・・・国土地理院、気象庁、(独)産業技術総合研究所、(独)防災科学技術研究所

エ 第3章4「地震予知のための観測研究の推進」・・・大学関係者

委員は、評価を行うに当たり確認しておきたい事項を事務局又は関係者(関係機関)に質問する。

委員は、評価、望まれる今後の展開及び課題等を評価書に記載し、後日事務局に提出する。